



「仰」の表明は、論理的に考えて、個人の「私的」な行為として以外にはありえず、「公人」としての行為と解釈することはできないのである。

首相の場合は、政治的な影響が大きいので、慎重に考えるべきだという意見がある。これは、憲法の原則に照らすとおかしい。日本国憲法は、政治的影響の大小に関係なくすべての「公人」に、憲法が等しく適用されることを求めている。首相でないうちはよかったが首相になったからだめだというのは、憲法の理解が混乱している。首相の場合は、私的な参拝でなく、「公式参拝」だから問題だという意見がある。「公式参拝」という言葉は、定義のはっきりしない、マスコミ用語である。「公式」を文字通りにとるならば、国家機関が企画し、費用を負担し、実施する活動という意味になる。もしも閣議で参拝を決議したり、国費を靖国神社に支出したり、特別の儀式を行なわせたりしたら、それは「公式」であろう。その場合には、憲法違反となる。そうした手続きを経ないで、小泉首相が靖国神社に参拝するだけでは、「公人」の行動ではありえない。以上を承知しながら、首相の参拝を牽制したいマスコミが、憲法上問題のある行為だという印象を読者に与えるため発明した造語が、「公式参拝」なのである。

靖国神社にはA級戦犯が合祀されているので、参拝すべきでないという意見がある。小泉首相の発言も、この点について煮え切らないところがある。いっぽうで、ひと握りのA級戦犯のためにそのほかの多くの犠牲者を追悼しないわけにはいかないと、べ、もういっぽうで、処罰のすんだ死者にまで罪があると考えなくてもよいとのべ。A級戦犯が参拝の対象であるのかどうか、はっきりしない。A級戦犯をどう考えるかについては、最後にまた議論するが、憲法との関係で言えることは、つぎの通りである。第一に、どの死者の霊を祀りどの死者の霊を祀らないかは、宗教学人靖国神社が決めることで、国家は関与できない。A級戦犯を合祀した靖国神社に、合祀を取り消せとか分祀せよとか国家が指示したり希望したりすることは、憲法上許されない。第二に、小泉首相にせよ誰にせよ、靖国神社への参拝は、彼個人の行為であって、国家がA級戦犯に対してどのような態度をとるかを表現するものではない。第三に、いわゆるA級戦犯は、極東軍事裁判においてA級戦犯として訴追され有罪判決が確定した者のことであって、この裁判とその判決を承認することは、降伏の際のポツダム宣言の受諾、独立の際のサンフランシスコ講和条約の締結にともなう日本国の、国際法上の義務である。この義務は、憲法の定める義務とはレヴェルが異なる。憲法とA級戦犯との関係は、憲法の制定をめぐる歴史的経緯にさかのぼらないかぎり、きちんと語ることのできない問題なのである。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

靖国神社にはA級戦犯が合祀されているので、参拝すべきでないという意見がある。小泉首相の発言も、この点について煮え切らないところがある。いっぽうで、ひと握りのA級戦犯のためにそのほかの多くの犠牲者を追悼しないわけにはいかないと、べ、もういっぽうで、処罰のすんだ死者にまで罪があると考えなくてもよいとのべ。A級戦犯が参拝の対象であるのかどうか、はっきりしない。A級戦犯をどう考えるかについては、最後にまた議論するが、憲法との関係で言えることは、つぎの通りである。第一に、どの死者の霊を祀りどの死者の霊を祀らないかは、宗教学人靖国神社が決めることで、国家は関与できない。A級戦犯を合祀した靖国神社に、合祀を取り消せとか分祀せよとか国家が指示したり希望したりすることは、憲法上許されない。第二に、小泉首相にせよ誰にせよ、靖国神社への参拝は、彼個人の行為であって、国家がA級戦犯に対してどのような態度をとるかを表現するものではない。第三に、いわゆるA級戦犯は、極東軍事裁判においてA級戦犯として訴追され有罪判決が確定した者のことであって、この裁判とその判決を承認することは、降伏の際のポツダム宣言の受諾、独立の際のサンフランシスコ講和条約の締結にともなう日本国の、国際法上の義務である。この義務は、憲法の定める義務とはレヴェルが異なる。憲法とA級戦犯との関係は、憲法の制定をめぐる歴史的経緯にさかのぼらないかぎり、きちんと語ることのできない問題なのである。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

度をとるかを表現するものではない。第三に、いわゆるA級戦犯は、極東軍事裁判においてA級戦犯として訴追され有罪判決が確定した者のことであって、この裁判とその判決を承認することは、降伏の際のポツダム宣言の受諾、独立の際のサンフランシスコ講和条約の締結にともなう日本国の、国際法上の義務である。この義務は、憲法の定める義務とはレヴェルが異なる。憲法とA級戦犯との関係は、憲法の制定をめぐる歴史的経緯にさかのぼらないかぎり、きちんと語ることのできない問題なのである。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

靖国神社や歴史教科書のような問題を考える場合、隣国の不快感は考慮しなければならぬが、それ以上に原則を大事にしなくてはならない。

ない。

(2) そのいっぽうで、歴史は、過去を共有しようとする努力である。歴史は、共通の意味の場をうみだし、過去を共有する「われわれ」という実体をつくり出す。

(3) ある範囲の人びとが国民という団体を形成し、歴史を共有する努力のひとつとして、学校教育に歴史の授業や教科書があってもよい。

(4) 歴史と歴史教科書が多様であることにはたじろぐ必要はなく、むしろよいことであると受け止めたほうがよい。

(5) 日本は、民主主義国家として、国が教科書の内容・編集に関与しないという原則を貫くべきである。

(6) どんな過去の事実にも目をつぶらず、しかも自国の歴史に誇りを持つ。そのうえで、他国の歴史も同様なものとして理解する。そうした相互の努力の積み重ねが、この問題を解決に近づける。

外国政府が、教科書について日本政府に抗議してきたら、どうするか。抗議にじっくり耳を傾け、どのような抗議があったかを日本国民にきちんと伝える。そして、日

「新しい歴史教科書」が国民のあいだで一定の支持を受けているのも、そうした誤りをそろそろ修正したほうがいいと、考えた国民が多いからだろう。

国民が主体的にふるまおうとすれば、国益を定義し、歴史を意識し、あるべき将来世界を構想しなければならぬ。その結果、国益が対立し、歴史認識が喰いちがうこともありうる。歴史認識が喰いちがったというだけで、深刻な紛争が起こることはないから、心配しなくてよい。深刻な紛争は、重大な国益の対立にもとづくもので、それが歴史認識にも反映して喰いちがいとなるだけである。そうした国益の対立を克服し、国際社会の平和と友好を実現するには、国民が主体的に、また賢明かつ合理的にふるまうことが絶対に必要となる。

戦後日本は、形式的には民主主義国でも、実質的に民主主義国であるか怪しかった。そうした戦後日本の国民がいま、実質的にも民主主義の、主体的な団体として、自らを再定義しようとしている。それには自前で国益を定義し、自前の歴史認識をうみだすことが欠かせない。こうした動き

本の「検定」制度について説明し、ねばり強く理解を求める。政府がやるべきなのはそこまで。決して、それ以上の約束をしてはいけない。また、それ以外の行動をとってもいけない。あべこべに日本政府が、外国の教科書を問題にすべきでもない。

歴史は、過去をどのようにみるかというものの見方だから、多様である。多様な歴史をさまざまな人びとが提案するからこそ、事実は深められ、歴史のストーリーは強靱で柔軟となっていく。健全な歴史は、国境にとらわれない、こうした人びとの真摯な努力によって育まれ、鍛えられていく。

国民国家は、日本も中国も韓国もそのほかの国々もそうであるように、団体としての国民をうみだすため、過去(歴史)を共有している。このような歴史の、国民国家に対する役割(ナショナルリズム)が、歴史の内容に影を落とす。歴史は、思い通りに多様であるかわりに、現存する国民のまともを肯定するような働き(バイアス)に取り込まれる。実際の歴史は、国ごとの歴史であり、それぞれの国民の観点や利害を

を、警戒しなくてもよい。日本が、民主主義国としての統治能力を高めることは、国際社会の混乱を未然に防止する行動力を高め、近隣諸国の国益と安全にとってもプラスとなるはずだ。

### 小泉首相の象徴するもの

小泉政権については、すでに多くのことが語られている。少し長期的な視野から、小泉首相が象徴するものについて考えてみたい。

小泉首相は、反自民連立政権の細川首相とよく対比される。

たしかに両者は、マリリン・モンローとマドンナのように共通点が多い。反自民党的な改革者のイメージと国民的な人気。政治家としてのパフォーマンスと個人的な存在感。旧来の枠組みに収まらない政権基盤のねじれ構造とそれのための脆弱性。アメリカの期待と支援。小泉政権は、細川政権が頓挫してさまざまな課題が積み残されたため、出番が用意されたと言ってもよい。いっぽう、小泉政権と細川政権とのあい

反映する。そして隣国の歴史と、しばしば矛盾する内容となる。歴史認識の喰いちがいが国際社会の、矛盾や軋轢の種となるとすれば、どうしたらよいか。

歴史は、単なる過去についての知識ではなく、現在と将来をよりよく生きるための知恵である。はつきり認識しよう。このことを出発点にしたほうがいい。人びとが現在をよりよく生きるために、国民という団体が有用であるから、それぞれの国民国家が形成されている。そしてそのそれぞれが、めいめいのための歴史をもっている。そこに一定の、喰いちがいが生じてもやむをえない。

日本国民の歴史は、日本という国の存在を肯定し、現在と将来をよりよく生きるためのものである。歴史が、国民としての同一性と自尊心を培うのは、当然のことだ。これがなければ、過去の過ちと向き合い、現在と将来をよりよく生きる動機を手にすることができない。戦後歴史教育の誤りは、過去の過ちを反省するだけでは、国民としての同一性、主体性を形成することができないことを、見落とした点にある。

だには、はつきりした相違点もある。第一に、小泉政権は、少なくとも現時点で、自民党を主体とする従来型の保守政権である。小泉首相は、「擬似政権交替」と称しているが、それは要するに、ほんものの政権交替でなく、自民党内における主流派／反主流派の交替にすぎないとも言える。第二に、小泉首相は、国会の議席の数合わせによってでなく、総裁予備選と国民世論の圧倒的な支持によって、政権の座についた。特にその支持は、自民党外の無党派層から多く寄せられていて、その集票力(小泉人気)が、自民党内での小泉首相の政治力に転化している。第一の点と第二の点は、本来なら両立しがたい。小泉政権のほろが細川政権より、政権の矛盾がはるかに深まっていると言えよう。

小泉内閣は、どれだけ続くかわからない。年内に瓦解してもおかしくない。それでも小泉内閣は、画期的な政権として、日本の政治史に名をとどめるであろう。その理由は、この政権が、反自民・改革のポーズをとる小泉首相を無党派層が支持し、それを旧来の自民党が支えるとい

う、矛盾した構図によって登場したからである。そして、この矛盾した構図を打破しようとする自己破壊の試みが、この政権の本質だからである。さらにまた、この政権の誕生とその後の変貌に、この国の命運を重ね合わせてみようとする有権者が多いからである。

小泉首相は、矛盾し、混乱しながら、新しい情況のなかで自分の同一性を構築しなおし、現状を打開しようとしている日本国民を象徴している。小泉首相は「改革者」でなければならず、「改革者」であるかぎり国民の支持をつなぎとめるのである。

小泉首相はあまり細かな政策に通じていない、などと言われる。改革には、そのほうがよい場合もある。

小泉首相は、かなり早くから、自分を改革者と位置づけ、準備を重ねてきた。

小泉首相は、郵政三事業の民営化を唱えてきた。政策のなかみはともかく、なぜ彼がそれを唱えたかと言えば、ほかの政治家が誰もそれを唱えなかったから。そしてそれが、自民党の集票・利権構造を破壊し、

自民党の変革に結びつく直観的に理解していたからである。この政策を主張し続けることで、彼は「改革者」「変人」のイメージを獲得し、それが彼の、いまや引っ込みのつかない政治的なアイデンティティになっている。

改革を成功させるには、ぜんぶの課題にいったん取り組む——そのほうが、政策としての一貫性をたもてる——よりも、優先順位をつけ、課題を一つずつ片づけていくのがよい。どの課題を優先させるかは、状況により、また政治家としての直観による。個々の政策の具体的ななかにこだわりの少ない小泉首相は、いわば決定のフリーハンドを握ることができ、「改革者」のイメージと国民の支持（政治的資産）を、ある課題に集中的に投下してすばやく成果をあげ、その実績を政治的資産に積み増しする。一歩間違えば元も子もなくなるが、この繰り返しに賭けて、小泉政権の存続をはかるしかない。

小泉政権のこのダイナミズムが、自民党の党内力学よりも強くはたらくならば、小泉政権はその誕生時の矛盾した構図を自己

破壊して、政界を再構築する本格的な「改革」政権に脱皮する可能性がある。

都議選や参院選でみるかぎり、自民党の公認や公明党の選挙協力よりも、小泉効果のほうが圧倒的だった。小泉改革が抵抗勢力の反対にあつて、解散・総選挙となったとする。小泉首相が新党の結成を宣言して、個々の候補者の政策を個別に審査し「小泉公認」を与えるなら、衆院選の小選挙区では、当選を左右する切り札となるだろう。与野党の枠を超えて、「改革派」の結果が実現する。国民の審判を経るかたちでこんな政界再編が実現すれば、小泉政権の矛盾とねじれは解消し、五五年体制に終止符が打たれるだろう。実際にそうなるかどうかかわからないが、小泉首相にそうしたチャンスがあるのは確かだ。

小泉首相が就任早々、靖国神社参拝に意欲をみせたのも、このような、従来の枠を超えたタイプの強固な政治的信念の持ち主であることを、印象づけようどこかで意識したからかもしれない。

国民のあいだで議論が分かれ、アジア諸国や外国メディアからも批判の多い靖国神

社参拝をわざわざ表明するのは、なるべく多くの有権者の支持をつなぎとめなければならぬ政治家にとって、本当なら得策とは言えない。旧軍閥連合体や遺族会は、自民党の集票構造の一部である。その支持をあてこんで、旧い体質の自民党政治家がとさら参拝し、野党やマスコミがそれを批判するというのが従来のパターンだった。リベラルな改革派とみなされている小泉首相は、黙っていてもよかった。そこをあえて公言した小泉首相は、過去数年盛り上りをみせていた歴史論争や、新しい歴史教科書をつくる会の運動など、新しいアイデンティティを模索している日本国民の動きを見すえている。

戦後日本政治の行き詰まりを打開するには、靖国参拝や教科書問題など、歴史の問題を避けて通ることはできない。なぜなら、その行き詰まりは、日本国民が、戦後民主主義をうみだした歴史的条件を絶対化し、変化しないものとみなしているのに、ポスト冷戦世界の実態はますますそこからずれているところに由来するからだ。改革を旗じるしにする小泉首相は、そこでどう

しても、靖国神社参拝にこだわる必要があった。そうすることで、歴史の問題と正面から向き合い、その結果として、保守/革新の垣根を破壊することの必要を、国民に訴えたのである。国民は、目先の損得を超えた小泉首相の姿勢をみて、これまでの自民党政治家の靖国参拝に対するのと違って、一定の理解を示した。

### 「国事殉難者」の霊

ここで再び、靖国神社参拝に話を戻そう。歴史の問題と向き合うとは、戦後日本をうみだした歴史的条件を反省することである。それには靖国参拝を、単に戦後の、日本国憲法との関係で論じるだけで済ますことはできないからである。

CNNなどの報道では、靖国神社は「戦争神社 war shrine」と形容され、「そこには戦争犯罪人を含む戦死者が祀られている」と解説がつく。こんな神社に参拝する小泉首相は、歴史の教訓をまったく反省しない反動的人物だという印象を与える報道である。

CNNの報道は、まったくの間違いではないが、この問題の奥行きを無視した平板なものである。(外国メディアに文句を言っても仕方がない。国益に関わる重大な問題について、少なくとも英語で、きちんとメッセージを発信していくことが重要だ。)

靖国神社の前身は、東京招魂社である。明治二年、明治維新の過程で犠牲となった志士たちや官軍の将兵を祀るため、九段に設けられた。彼らの霊を招いて祭祀を行ない、祭祀が終われば霊を送り返す。これを建て直して、霊の常在する恒久施設としたのが、靖国神社である。靖国神社は、少なくとも最初、決して「戦争神社」ではなく、むしろ「革命の英雄神社」であった。

靖国神社は、国家のために命をささげた個人、すなわち「国事殉難者」の霊を祀るものである。その後日本は、西南戦争、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、満州事変、日華事変、大東亜戦争と戦争を重ね、そのたびに祀られる霊が増えていった。人数から言えば、大部分を第二次大戦の死者が占める結果になった。

「霊」の考えは、きわめて新しく、靖国神

社とともに始まったと言つてよい。「霊」の特徴は、(1)死者一人についてひとつ存在し、名前がついており、個性がある、(2)時間が経つても消滅せず、永遠に存在する、(3)神道の儀礼によって、招き寄せたり、送り返したりできる、(4)複数の霊をひとつの神体(鏡)に宿らせておく(合祀する)ことができる、(5)合祀したあとでも、霊は合体したりせず、個性が識別できる、などである。個人の国家に対する貢献を、儀式によって顕彰するために工夫された観念(イデオロギー)で、神道の表現をとっているが、キリスト教の影響も大きいと思われる。

なぜ明治政府は、「霊」の観念を必要としたか。

維新の志士たちも家ごとに宗旨があり、死ねば仏式の葬儀を行ない、戒名を受け、累代の墓所に埋葬された。江戸時代を通じて確立した慣習で、明治政府といえども、これらすべてを中止させ、国の手で葬儀を行ない、墓所に埋葬するのはできない相談だった。そこで、これと両立するかたちで、死者に対して国家として哀悼の意を表するには、「霊」が存在すればよい。そう

すれば、死者たちが仏式で葬られたままでも、神道の儀礼で、随意に「霊」を招き寄せ、祭祀を行なうことができる。このためにも、徹底した神仏分離が必要となった。

戦前の靖国神社は、陸軍省、海軍省、内務省が共同で所管する、国家機関であった。これは、政教分離を原則とする外国には、奇異にうつる。それでもそうしたものは、「神道は宗教ではない」という、詭弁的な政策を明治政府が採用したからだ。この政策によって国家神道は、仏教の各宗派や教派神道やキリスト教と同列ではない、「宗教を超えた宗教」になった。宗教ではないから、国家は、神道の儀礼を国民ひとり残らずに強制できる。戦前も政府の見解によれば、政教分離の原則は守られていたのである。この建て前は一九四五年、GHQの「神道指令」によって覆されるまで続いた。

靖国神社に合祀される「国事殉難者」の名簿は、陸軍省、海軍省、内務省から靖国神社に送られ、靖国神社ではその名簿にもとづいてそのまま合祀を行なった。軍人や警察官の死者であっても、公務に殉じた場合でなければ、名簿には載らない。「英霊」

であるかどうかをスクリーニングしたのは三省である。戦後は、陸海軍が解体され、この業務は復員省、そして厚生省や各地方自治体に引き継がれた。靖国神社は宗教法人となり、合祀するかどうかを判断する主体となった。BC級戦犯については国会での議論もあつて、戦後かなり早い段階で合祀されることになった。「国家護持」を求める運動を進めていた靖国神社は、政治的な配慮からA級戦犯についてはためらっていたが、その運動を断念した一九七八年、東条英機元首相ほかの合祀を行なった。靖国参拝が中国や韓国の非難をあびるようになったのは、その後である。

### 歴史を引き受ける国民

靖国神社は、国家に対する個人々の献身をひき出すための、祭祀共同体だった。信じる宗教や政治的信念にかかわらず、政府を支持するかしないかにかかわらず、さまざまな「霊」が無言無語にこの神社に集められている。皇国イデオロギーを信じて戦死した勇敢な軍人だけが祀られているわけではない。戦争に反対しながら召集さ

れ、家族と別れみじめに死んだ人びとも祀られている。死者は多様である。その共通する部分をあえて取り出すならば、国に対する義務(職務)を果たして死亡した人びと(すなわち「国事殉難者」という像を結ぶ。

「首相参拝」は合憲である

私は、加藤典洋氏との討論『天皇の戦争責任』(径書房)のなかで、つぎのように述べた。靖国神社に祀られている人びとは、「公人としての義務を果たした」点で、近代市民社会の価値に合致している。そして、戦後日本にとって有意味な死者たちである、と。その死者たちの「霊」を、現在は一宗教法人である靖国神社が独占しており、日本国民がそれを祀る儀礼を行なうことができない点が、問題の本質なのである。小泉首相の参拝は、この問題を人びとに意識させた点で、意味があつたと思う。「霊」など存在しないと考えば、何の問題もないことになる。だが、そう簡単には行かない。大日本帝国とその主権者である天皇にとって、「霊」は存在した。大日本帝国とその主権者である天皇は、日本国憲法にとって、正統性の源泉である。戦後日本が存在するために必須な、歴史的條件を

与えている。その不可分の一部である「霊」は、戦後日本にとても否定できない前提となる。その「霊」を祀る靖国神社は単なる、日本国憲法にいう宗教法人ではない。その日本国憲法をあらしめる、歴史的條件でもあるのだ。

A級戦犯の合祀は、問題をさらにややこしくした。東京裁判で有罪となり処刑された東条元首相以下は、靖国神社によれば、職務を遂行して死亡した「国事殉難者」にあたる。東京裁判の法源(人類に対する罪)が事後法であること、有罪が証拠により立証されたと言いがたいことなど、裁判の問題性を考えれば、A級戦犯をそれ以外の人びとと区別する理由はないとも言える。いっぽう、東京裁判の確定した判決を受け入れるのは、降伏時のポツダム宣言、独立時のサンフランシスコ条約にもなう、日本のサンフランシスコ条約にもなう、国民の条約上の義務である。

日本国がサンフランシスコ条約を結んだからといって、東京裁判の正当性を受諾、承認したことはならない、とする議論もある。そう考えることができるなら、話は簡単である。この論は、同条約十一条に「裁判を受諾し」とあるのが、実は「判決

を受諾し」の誤訳であること、などを根拠にしている。だが、判決を受諾するには、論理的に考えて、その法廷の正当性や、法源の正当性を承認しなければならぬ。国際法の論理としても成り立たず、戦勝国に対して通用もしない議論だ。

A級戦犯の有罪を承認しながら、その犠牲に哀悼の意を表する論理は、まだしっかり組み立てられていない。

靖国神社の「霊」に対して、宗教法人靖国神社の神道儀式によらないで、哀悼の意を表する方法を思いつく。あるいは、靖国神社の「霊」と無関係に、すべての戦死者や国事殉難者を顕彰する儀式を創り出す。これに成功して、日本国民がこれに合意するならば、靖国参拝の問題は解決したことになる。

けれども、これをなしとげるには、問題をもっとひろげて、戦後日本のあり方を、明治維新以来の歴史と結びつけ、意味づける作業が必要になる。この努力は、まだ始まったばかりである。時間がかかっても、なしとげなければならぬ。それは、ポスト戦後の日本社会を構想するために、なくてはならない作業なのだ。